相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区八軒七条西三丁目一八二番地二八、最後の住所札幌市南区南沢二条四丁目七番二〇号　被相続人　亡　今井　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

札幌市中央区大通西一二丁目北海道高等学校教職員センター　北海道合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市明治町一丁目五三番地、最後の住所北海道根室市花咲港四〇七番地三

被相続人　亡　池浦　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

北海道根室市本町四丁目六四番地　神戸屋ビル一階　根室法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保坂いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区御所山町一〇番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字武井一九五六番地三（特別養護老人ホーム松寿園）

被相続人　亡　松尾　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

茨城県鹿嶋市宮中三〇七番地一　ＶＩＴＡ　ＫＡＳＨＩＭＡ　二Ｆ

相続財産管理人　細田はづき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻三丁目五番地一、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺八五四番地四四

被相続人　亡　山崎　新三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相川　一哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋四丁目三八番、最後の住所東京都板橋区板橋三丁目三三番二号第三古里荘一〇六　被相続人　亡　田村　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

事務所東京都千代田区神田須田町一―四―八ＮＣＯ神田須田町三階林・園部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　園部　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市下石町八九〇番地一、最後の住所岐阜県土岐市下石町八九〇番地の一

被相続人　亡　小池　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階　相続財産管理人　弁護士　森本　真仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿二丁目二八〇番地、最後の住所静岡県駿東郡小山町須走一一二番地の一九　富士高原コンドＣ―一一八

被相続人　亡　樋口　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

静岡県駿東郡長泉町下土狩一一九一番一号第二古谷ビル二〇二　おぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荻　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区神路一丁目三七番地、最後の住所大阪府大阪市東成区神路一丁目四番二〇号　被相続人　亡　三ツ木佐和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三十日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年八月三十日

東京都新宿区市谷左内町八番地

株式会社遊技会館

代表取締役　冨部　恭久

【異議申述申出先】

〒一〇〇―〇〇一三　東京都千代田区霞が関一―四―二　大同生命霞が関ビル八階〇四号室

ラーネッド総合法律事務所（電話〇三―三五八〇―七一一一）　弁護士　大村　郁文

記

氏名	株主名簿記載住所	株数合計	券種	記号	番号
加藤　久一	郵便物発送先住所 東京都江東区深川東陽町一―三 東京都江東区深川東陽町三―六―一二	七〇	一〇	に	〇一〇〇 〇四五四～〇四五六
小高　実	東京都港区芝田町二―一八	一八	一〇	へ	〇〇五〇～〇〇五二
張　燈富	東京都港区芝五―三四―一三 東京都品川区大井権現町三七七〇 東京都品川区大井一―一六―一	四五	五	ほ	〇〇八～〇〇一〇 〇〇七三 〇五三八、〇五三九
李　太山	高知県高知市京町一九土佐会館	二四	二〇 一一	は へ	〇二八四～〇二八七 〇九三二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年8月30日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社大日不動産　②愛知県知事(1)22444　③代表取締役　高田愛　④愛知県名古屋市守山区更屋敷4番21号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市守山区高島町363番地アネーロ城山203号　株式会社大日不動産　代表清算人　高田愛

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号の規定により失効したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月三十日

愛媛県今治市喜田村一丁目二番一号

原印刷株式会社確定給付企業年金規約清算人　村上　聡